

創業・事業等拡大等への支援

資料一覧

- 1 農業再チャレンジ支援事業について . . . 1
- 2 農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14
経営第1747号農林水産事務次官依命通知）の一部改正・
新旧対照表（貸付対象者部分抜粋） . . . 3
- 3 農業経営支援と中小企業支援との連携について（中間
報告）（平成19年5月） . . . 6

農業再チャレンジ支援事業（拡充）

【平成20年度概算要求額：687,406（641,452）千円】

対策のポイント

団塊世代、若者等が経験がなくても農業に就けるよう、情報提供・相談段階、体験・研修段階、参入準備段階、定着段階に対応した、きめ細かな支援を行います。
さらに、再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野進出への支援等を充実し、若者等の農業参入・定着を後押しします。

（現状）

- ・ 2007年から大量の団塊世代(680万人)が定年退職期を迎えていますが、大半の方が定年後も働く意欲を持っています。
- ・ フリーターは2006年には187万人となっています。政府では、2010年までにピーク時（2003年：217万人）の8割に減らす目標を設定しています。

政策目標

【60歳以上の離職就農者数を5割増】

4.2万人（15年度）→6万人（23年度）

【新規就農者数(39歳以下)】

毎年12千人程度

<内容>

1. 情報提供・相談段階

就農支援機関やインターネット等を介し、各自治体の支援措置、各種研修・求人等の情報を提供するとともに、農業法人合同会社説明会等での個別相談を実施します。

2. 体験・研修段階

- ① 原体験としての小中学生の農業体験学習、農業法人での社会人等を対象としたインターンシップを実施します。
- ② 先進経営体における実践的職場内研修(OJT)、経営管理資質を高めるためのOff-JT研修、フリーター等若者の雇用就農促進のための研修を実施するとともに、働きながら技術習得できる就農準備校においては有機農業研修を充実します。

3. 参入準備段階

- ① 農業技術能力評価制度への実技試験の導入、試験の合格者と雇用者とのマッチングするシステム等の導入を進めます。
- ② 円滑な経営継承に向けた、後継者不在農家と新規就農者とのマッチング及び経営ノウハウ継承等に対する支援、若者等の円滑な雇用就農を推進するための無料職業紹介、紹介予定派遣を実施します。

4. 定着段階

再チャレンジ就農者の新たな発想・アイデアに基づく新分野進出や、女性グループ等による起業活動等の促進のためのモデル的な取組を支援します。

【補助率：定額、1/2、1/3】

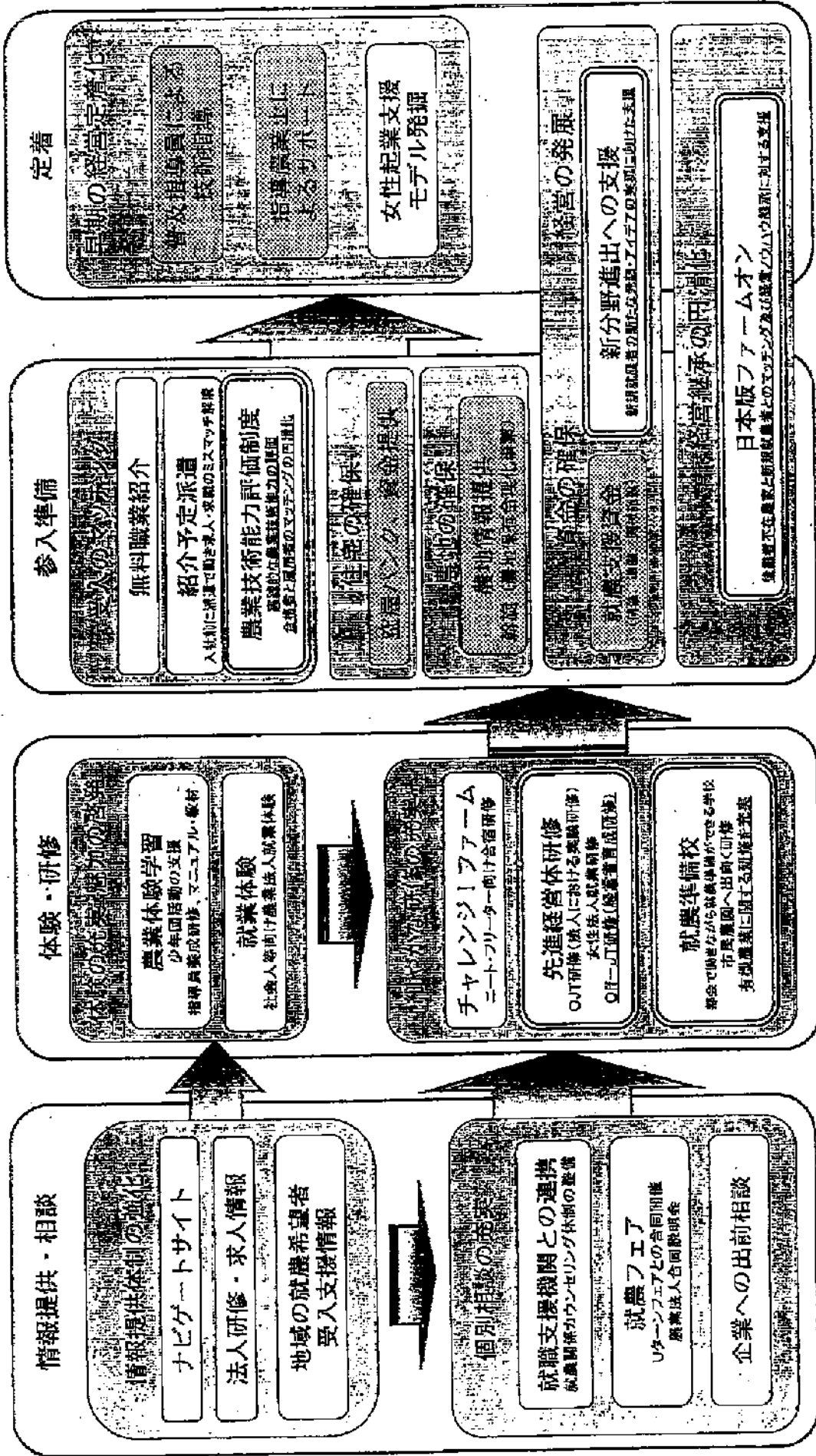
<事業実施主体> 民間団体等

<事業実施期間> 平成19年度から平成23年度

[担当課：経営局 普及・女性課（03-3502-6469（直））]

経験ゼロから始めても円滑に就農・定着できるよう、 各段階に対応したきめ細やかな支援

農業再チャレンジ支援事業
のしくみ



農業近代化資金融通措置要綱（平成14年7月1日付け14経管第1747号農林水産事務次官依命通知）
の一部改正・新旧対照表（貸付対象者部分抜粋）

改正後	現行
<p>第1 (略)</p> <p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者 (略)</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であつて次に掲げる者 ア 次に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）とする。 (7) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の6に規定する経営改善計画又は果樹園経営計画を包含し。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行つたことが確認と見込まれる者を含む。）に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ 原則として5年以内、アの(7)となる計画を有する農業を営む法人（経営開始後改算を2期経たてないものに限り。以下「農業参入法人」という。）</p> <p>オ～カ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>第1 (略)</p> <p>第2 農業近代化資金の内容</p> <p>1 貸付対象者 (略)</p> <p>(1) 農業（畜産業及び養蚕業を含む。以下同じ。）を営む者であつて次に掲げる者 ア 次に掲げる者（以下「認定農業者等」という。）とする。 (7) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の6に規定する経営改善計画又は果樹園経営計画を包含し。以下同じ。）の認定を受けた者（簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行つたことが確認と見込まれる者を含む。）に限る。）</p> <p>(4) (略)</p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>エ～カ (略)</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>

(1999年4月1日から適用)

経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）の
一部改正新旧対照表（貸付対象者部分抜粋）

改	正	後	行
第2	資金の内容	資金の内容	資金の内容
1	(略)	(略)	(略)
2	貸付対象者 貸付対象者は(1)から(7)までに掲げる者とする。ただし、(1)、(2)又は(4)に掲げる者が、1の(8)又は(9)の資金を借り入れる場合にあっては、次の要件に適合するものでなければならぬ。 ア～オ (略)	貸付対象者 貸付対象者は(1)から(6)までに掲げる者とする。ただし、(1)から(3)までに掲げる者が、1の(8)又は(9)の資金を借り入れる場合にあっては、次の要件に適合するものでなければならぬ。 ア～オ (略)	貸付対象者 貸付対象者は(1)から(6)までに掲げる者とする。ただし、(1)から(3)までに掲げる者が、1の(8)又は(9)の資金を借り入れる場合にあっては、次の要件に適合するものでなければならぬ。 ア～オ (略)
	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)	(1)・(2) (略)
	(3) 原則として5年以内に、認定農業者（農業経営基礎強化促進法（昭和65年法律第66号）第12条に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹園圃経営特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条に規定する果樹園圃経営計画を含む。）の認定を受けたもの。）となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期経ていないもの（経営改善資金計画に基づき1の(1)から(7)まで並びに(10)及び(11)の資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。）	(3) 原則として5年以内に、認定農業者（農業経営基礎強化促進法（昭和65年法律第66号）第12条に規定する農業経営改善計画（酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の5に規定する経営改善計画又は果樹園圃経営特別措置法（昭和36年法律第15号）第3条に規定する果樹園圃経営計画を含む。）の認定を受けたもの。）となる計画を有する農業を営む法人であって経営開始後決算を2期経ていないもの（経営改善資金計画に基づき1の(1)から(7)まで並びに(10)及び(11)の資金を借り入れる場合に限る。以下「農業参入法人」という。）	(3)～(6) (略)
	(4)～(7) (略)	(4)～(7) (略)	3～5 (略)

（平成19年4月1日から適用）

農業経営改善関係資金基本要領（平成14年7月1日付け14経営第1704号農林水産事務次官依命通知）
の一節改正新旧対照表（関係部分抜粋）

	改 正 後	現 行
第5 窓口機関・融資機関・保証機関等の手続		
1 (略)		
2 窓口機関の関係機関への通知	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 窓口機関は、借入希望者が次のいずれかに該当する者である場合には、(1)から(3)までの手続を含め（第3のイ～エに該当する場合は除く）、(4)のアの(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じ、関係書類の写しを送付し、経営改善資金計画についての認定（経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めるとする。</p> <p>なお、市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があつたものとみなす等融資機関及び関係機関の協働に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。</p> <p>ア 認定農業者である法人の構成員又はその構成員にならうとする者</p> <p>イ 集落営農組織が法人化するときその構成員にならうとする者又は農業者協会の役員等である者</p> <p>ウ 農業近代化資金、経営体育成強化資金又は農業改良資金の貸付対象者の要件を満たす集落営農組織</p>	<p>窓口機関・融資機関・保証機関等の手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 窓口機関の関係機関への通知</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 窓口機関は、借入希望者が農業近代化資金、経営体育成強化資金及び農業改良資金の貸付対象者である集落営農組織若しくは集落営農組織が法人化すると共にその構成員にならうとする者（農業近代化資金及び経営体育成強化資金を借り入れようとする者）又は認定農業者である法人の構成員若しくはその構成員にならうとする者（農業近代化資金及び農業経営体育成強化資金を借り入れようとする者）である場合には、次の手続を行うこととする。</p> <p>ア (1)から(3)までの手続を含め、推進会議のすべてのメンバーに關係書類の写しを送付するものとする。</p> <p>イ 経営改善資金計画について推進会議の認定（経営改善資金計画の達成確実性、借入金の償還の確実性等）を求めるとする。</p> <p>なお、市町村による一定期間内における異議の申立てがないことをもって推進会議の認定があつたものとみなす等融資機関及び関係機関の協働に基づくルールがある場合には、当該ルールに従って差し支えない。</p>
3～7 (略)		3～7 (略)

（平成19年4月1日から適用）

農業経営支援と中小企業支援との 連携について(中間報告)

平成19年5月

農林水産省経営局経営政策課
経済産業省中小企業庁経営支援課

農業経営の多角化をめぐる課題

問題意識

(「規制改革・民間開放の推進に関する第3次答申」参照)

○ 支援施策の周知徹底

現在、農業分野の課題について工業分野の技術をマッチングする農業連携の推進やその支援措置の提供などが、農政当局と中小企業政策部の連携により行われているが、これららの活動について、農業分野において新事業の開拓や新技術の開拓を目標とする者への情報提供をさらに充実するなど周知徹底を図るべき。

○ 多角的な農業経営の支援に向けた連携強化

生産に止まらず加工・営業・販売まで行う多角的な農業経営の増加により、農業と他の産業の区別が困難となっている。現在、農工連携など施策の推進においては、農政当局と中小企業政策部の連携が図られているが、流通・サービス産業分野とのマッチングによる販路拡大や人材育成、海外展開など、さらに連携を図りながら、支援策を講じていくべき。

多角的な農業経営を目指す者は、生産から加工や販売までの過程を一連の経営活動として捉えており、これらをサポートするためには、経営全般への支援が必要となることから、双方の部局においては、経営の全般を支援するという観点から、連携を強化し支援策を講じていくべき。

中小企業の経営革新や異分野連携による新事業分野開拓等に関する支援施策やノウハウを有する
中小企業政策部局と、農業の担い手育成に取り組み農政部局との、これまでに以上の連携強化が必要

検討課題

- 1 経営の多角化に取り組み農業法人が必要とする情報を的確に提供するための支援の検討
 - ① 中小企業支援に関する情報を有する機関と農業法人支援に関する情報を有する機関との連絡・調整体制の確立
 - ② 農業法人支援機関における専門窓口の設置や中小企業支援機関の相談窓口における農業法人への対応など相談体制の確立
- 2 経営の多角化を一層進展させるために必要な支援策の検討
 - ① 支援施策の周知徹底
 - ② 異業種産業とのマッチングによる販路拡大等への支援強化
 - ③ 経営全般を見据えた経営革新への支援

中小企業政策部局と農政部局との連携

中小企業施策との連携に関する研究会の開催

趣旨

農業法人の企業的な大規模農業経営への発展に必要な条件を検証し、これらの条件を充足するために必要な支援のあり方の検討に資するため、一般の中小企業の経営発展に活用される経済産業省中小企業庁所管の経営サポート関連施策を中心に研究し、農林水産省所管の担い手育成施策との連携を検討。

研究会の構成

<農林水産省経営局>
経営政策課

<経済産業省中小企業庁>
経営支援課・創業連携推進課

これまでの開催状況

<第1回研究会>

平成19年1月12日(金)
(中小企業庁所管の経営サポート関連施策と農林水産省所管の担い手育成施策の支援施策体系の説明と意見交換を実施)

<有識者ヒアリング>

第1回:平成19年2月13日(火)
(農業法人経営者4名より、経営状況などをご説明いただきとともに、経営多角化に必要な支援などについて意見交換を実施)
第2回:平成19年2月21日(水)
(独)中小企業基盤整備機構担当者より、機構の中小企業支援事業の概要や農工連携促進の取組について説明を受け、意見交換を実施)

<第2回研究会>

平成19年5月11日(金)
(農業法人に対する支援策の効果的な活用のあり方などについて意見交換を実施)

研究会の中間成果を公表

農業経営の創業・事業拡大支援について

有識者(農業法人経営者)ヒアリング結果(概要)

支援窓口関係

- 相談内容に応じて中小企業政策部局と農政事務局が連携して対応してほしい。
- 商工と農業の支援窓口は一本にしてほしい。
- 農業法人が相談する窓口は、(社)日本農業法人協会が使い勝手がよい。支援窓口としての体制整備が必要。
- 最新の情報や企業の実情に即した情報を短期間に提供できる体制が必要。
- この問題はここに行けば分かると言ってくれる「交通整理」をする窓口が必要。
- 新しいビジネスモデルにチャレンジする人の相談に対応できる人材育成が必要。

情報支援関係

- スペシャリストの情報についてデータベース化したり、メール相談できる仕組みがあると助かる。
- 新事業に取り組みリスクを軽減するため、企業の成功・失敗体験やノウハウに関する情報がほしい。

事業拡大支援関係

- 農業法人が連携して事業を行う場合に事務処理をサポートしてもらいたい。
- 参加企業が平等な関係を築けるように、行司役が必要。
- 地方銀行は販売先等の情報を持っており、異業種との出会いをコーディネートする情報と能力があるので、活用すべき。
- 農業者に不足しがちな情報発信の面で後方支援が必要。

創業支援関係

- 新商品、新技術の開発に際しては、研究開発に掛かる費用負担が大きい。
- 基礎研究の実施や事業化活動に係る支援においては、どのような成果がでるか未確定なので、補助事業の採択に当たっては、事業への取組内容を評価してほしい。
- 農業の支援施策は、広く薄くが中心。成功事例が少ないことが問題。行政がベンチャーキャピタルとなり、ビジネスコンベンで優れたビジネスモデルに投資するベンチャー育成事業を創設してほしい。

【方向性】

- 農業経営の多角化に関する多様な経営課題(生産管理の確立、新たな販路チャネルの開拓、労務管理等)に対応するため、経営革新や新事業開拓等において豊富な人材とノウハウを有する中小企業基盤整備機構の相談窓口と、(社)日本農業法人協会の相談窓口が連携

5月から相談体制を構築

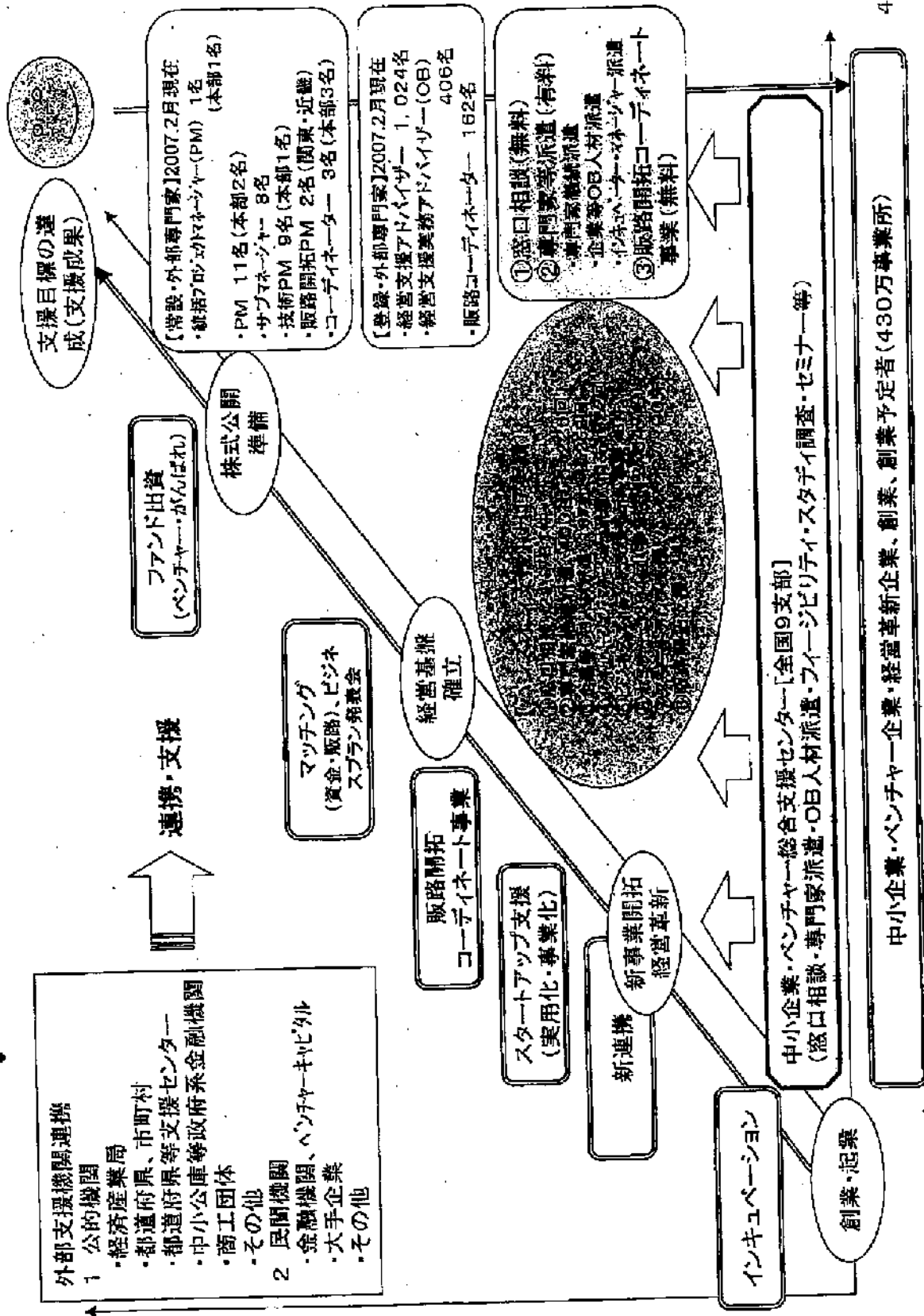
【方向性】

- 異業種産業とのマッチングによる販路拡大等への支援について検討

【方向性】

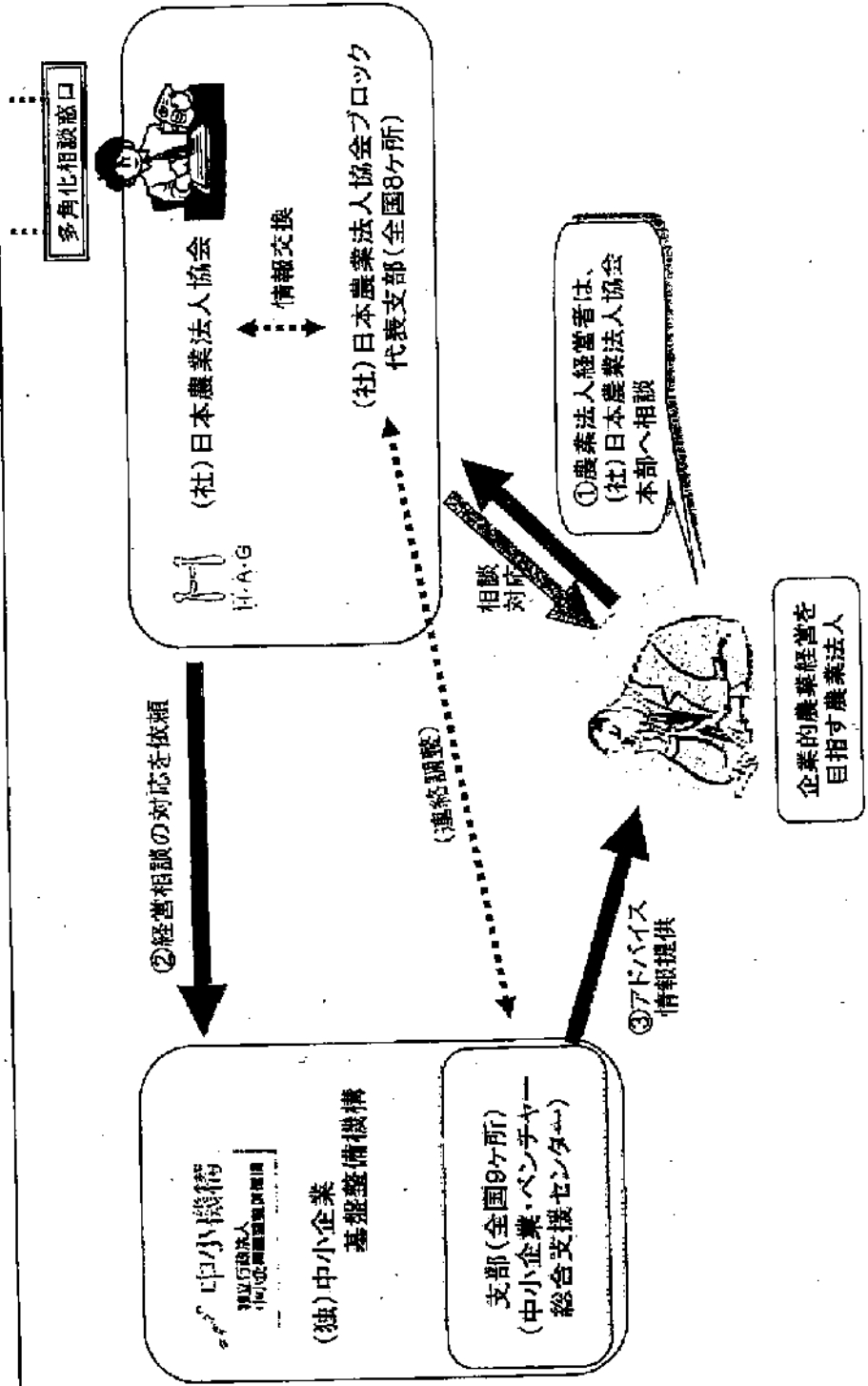
- 生産に止まらず加工・営業・販売までの経営全般を見据えた経営改革への支援について検討

(参考)中小企業基盤整備機構による新事業支援(ソフト支援)



相談窓口の充実・強化・連携

- (社)日本農業法人協会と(独)中小企業基盤整備機構は、将来的な業務提携を視野に入れた有機的な連携・調整体制を構築し、農業法人経営者の方々にわかりやすいように「窓口」を明確化し、創業・事業拡大に関する課題（生産管理の確立、新たな販売チャネルの開拓、労務管理等）を克服するための各種支援施策の情報提供について確実な周知徹底を実施します。
- 当分の間は、以下のような相談体制で運用されます。
 - ① 農業法人からの相談は(社)日本農業法人協会本部にて受け付けます。
 - ② (社)日本農業法人協会本部は、相談内容を精査の上、(独)中小企業基盤整備機構にその対応を依頼します。
 - ③ 事業に応じて全国9ヶ所の支部(中小企業・ベンチャー総合支援センター)で対応します。



支 援 窓 口 一 覧

【(独)中小企業基盤整備機構】

本部窓口：新事業支援部創業・ベンチャー支援課
住所：東京都港区虎ノ門3丁目5番1号
TEL:03(5470)1564 FAX03(5470)1188

支 部 窓 口 一 覧

中小企業・ベンチャー総合支援センター北海道
北海道札幌市北区北7条西2-8 北ビル2F
電話 011-738-1366

中小企業・ベンチャー総合支援センター東北
仙台市青葉区薄合4-2-5
電話 022-302-8801

中小企業・ベンチャー総合支援センター関東
東京都港区虎ノ門3-6-1 虎ノ門37森ビル
電話 03-5470-1520

中小企業・ベンチャー総合支援センター北陸
石川県金沢市広町3-1-1 金沢パークビル10F
電話 076-223-6548

中小企業・ベンチャー総合支援センター中部
愛知県名古屋市中区錦2-2-13 名古屋センタービル4F
電話 052-220-0518

中小企業・ベンチャー総合支援センター近畿
大阪府大阪市中央区大手前1-7-31 大阪マナーチャンザイズ・マートビル11F
電話 06-6910-3866

中小企業・ベンチャー総合支援センター中国
広島県広島市西区草津新町1-21-6
電話 082-270-5222

中小企業・ベンチャー総合支援センター四国
香川県高松市サンパーク2-1 高松シンボルタワー棟7F
電話 087-811-1752

中小企業・ベンチャー総合支援センター九州
福岡県福岡市中央区天神1-14-4 大和生命福岡ビル
電話 092-771-6200

【(社)日本農業法人協会】

本部窓口：協会事務局政策課
住所：東京都港区虎ノ門1丁目25番5号
TEL:03(5156)0365 FAX03(5156)0366

支 部 窓 口 一 覧

支 部	所 在 場 所	電 話 番 号	フ ァ ッ ク ス 番 号
青 島	青森県農業会議	017(774)8580	017(774)8588
岩 手	岩手県農業会議	019(826)8545	019(826)9210
宮 城	宮城県農業会議	022(275)9184	022(276)3699
秋 田	秋田県農業会議	018(823)2785	018(823)7361
山 形	山形県農業会議	023(622)9716	023(634)8640
福 島	福島県農業会議	024(524)1201	024(524)1204
茨 城	茨城県農業会議	029(301)1236	029(301)1237
群 馬	群馬県農業会議	027(280)6171	027(255)6461
神 奈 川	神奈川県農業会議	045(228)6811	045(212)4613
山 梨	山梨県農業会議	055(228)6811	055(228)6815
山 西	新潟県農業協同会	025(230)2025	025(227)1171
新 潟	新潟県農業会議	076(441)8961	076(441)8664
富 山	(財)石川21世紀農業 育成機構	076(257)7141	076(257)4006
石 川	石川県農業会議	0776(21)0010	0776(21)6784
福 井	福井県農業会議	059(259)0660	059(259)0863
三 重	三重県農業会議	077(523)2438	077(524)0245
滋 賀	滋賀県農業会議	075(441)3660	075(441)5742
京 都	京都府農業会議	06(694)12701	06(694)15725
大 阪	大阪府農業会議	06(636)18110	078(362)2191
兵 庫	兵庫県農業会議	0742(22)1101	0742(24)8576
和 歌 山	和歌山県農業会議	073(432)6114	073(422)4031
鳥 取	鳥取県農業会議	0857(26)9371	0857(29)4867
島 根	島根県農業会議	0852(22)4471	0852(27)2235
山 口	山口県農業会議	086(224)2111	086(231)8841
徳 島	徳島県農業会議	082(646)4145	082(246)1825
香 川	岡山県農業会議	083(923)2102	083(932)2393
山 陽	山口県農業会議	088(821)3054	088(655)8364
高 松	高松県農業会議	089(943)2800	089(931)5068
愛 媛	愛媛県農業会議	088(824)6555	088(824)8583
高 知	高知県農業会議	092(641)7590	092(632)5747
富 田	富田県農業会議	0952(23)7057	0952(23)7074
佐 賀	佐賀県農業会議	095(822)8647	095(626)7469
長 崎	長崎県農業会議	096(364)3333	096(385)1468
大 分	大分県農業会議	097(532)4748	097(532)4748
宮 崎	宮崎県農業会議	099(532)4385	099(522)1267
鹿 児 島	鹿児島県農業会議	099(288)6815	099(288)5816
那 覇	沖縄県農業会議	088(867)7385	088(867)7430

相談体制Q & A

Q 農業経営の多角化に関することなら、なんでも相談して良いですか？

A 新商品の開発や販路開拓など、農業経営の多角化に関する様々な経営課題について、お気軽にご相談ください。相談窓口では、各種支援施策や法律・制度等の情報のほか、相談内容にお答えできる専門家や支援機関等の情報をご提供いたします。

Q 相談窓口で、経営課題の解決策を提示してくれませんか？

A 相談窓口は、相談内容に応じて、必要な情報提供や助言を行うことを目的としており、相談者が創業・事業拡大に伴う労務管理の確立、新たな販売チャネルの開拓、労務管理等の課題の解決策を算出するのをお手伝いさせていただきます。

Q (社)日本農業法人協会と中小企業・ベンチャー総合支援センターの、どちらに相談しても大丈夫ですか？

A 当分の間は、相談内容について(社)日本農業法人協会と(独)中小企業基盤整備機構にその対応を依頼することにしていただきます。
今後速やかに、(社)日本農業法人協会と中小企業・ベンチャー総合支援センターは、農業経営の多角化への相談に関して相互に連携することとしておりますので、農業経営の多角化を目指す経営者は、その抱える経営課題に応じて、どちらの窓口へ相談されても大丈夫になります。

Q 中小企業への支援を受けたいのですが、(社)日本農業法人協会の相談窓口から中小企業・ベンチャー総合支援センターの相談窓口へつなげてもらえますか？

A (社)日本農業法人協会の相談窓口において、中小企業支援の活用についてご相談いただければ、中小企業・ベンチャー総合支援センターに対し相談内容をお伝えし、必要な助言や専門家の派遣を依頼することもできます。

中小企業施策における農林水産省と経済産業省との連携について

経営革新支援

経営革新支援制度は、中小企業が単独又は共同で行う新商品や新サービスの開発・販売を支援するもの。平成11年度から平成17年度末までに農業分野の事業者の経営革新計画が60件承認されている。

新連携支援

新連携支援制度は、異分野の中小企業が連携して新規性の高い新商品や新サービスを開発・市場化しようとする取組を支援するもの。

平成17年度から現在までに、農林水産業者と製造業者等が連携して新商品、新サービスを開発・市場化を行う22案件を農林水産省と経済産業省で共同で認定し、支援を行っている。

例：製茶業者が機械設計事業者と連携し、従来商品価値の低い端物茶を高温加湿熱風加工法により飲料用の原材料にすることにより成功

経済産業局と農政局における農工連携の取組

九州経済産業局と九州農政局は、農工連携に向けて取組を進めていくため「農工連携推進会議」を設置し、関係機関と連携して農工交流会、農工連携シンポジウム等を開催している。さらに、中小機構九州支部では、農工連携研修を実施するとともに、平成18年10月から3名の農工連携子ブロードバイザーを設置し、地域の情報取組活動を実施している。このほかの地域プロダクトにおいても、農政局が行う食品産業クラスター事業への経済産業局の参画や、経済産業局・農政局が協力した農工連携セミナーの開催、農工連携研究会等、各地で取組が進められている。

中小企業地域資源活用プログラム

中小企業地域資源活用プログラムは、中小企業による地域資源(産地の技術、農林水産品、観光資源)を活用した新商品等の開発・市場化を支援する制度(平成19年度から創設)。本制度においては、地域の特徴ある農林水産品を活用した加工食品の開発等も広く支援していくこととしており、農林水産省と経済産業省を含む関係6省が連携して支援を行うこととしている。この一環として、本年6月22日にシンポジウム(「地域中小企業サポーターズサミット」)を開催するなど、農林水産省及び経済産業省を含む関係6省が協力して国民運動としての盛り上げを図ることとしている。